

京都市市営住宅におけるマイナンバーの利用に係る要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）及び京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、京都市市営住宅条例別表に掲げる市営住宅において法第2条第5項に定める個人番号（以下「マイナンバー」という。）の利用を行うために必要な事項を定めるものである。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(マイナンバーの利用)

第3条 市長は、法別表第1 19の項（公営住宅の管理に関する事務）、35の項（改良住宅の管理に関する事務）、61の2項（特定公共賃貸住宅の管理に関する事務）及び条例第3条第1項第1号ウに規定する事務（二条市営住宅、南岩本市営住宅、高瀬川南市営住宅、山ノ本市営住宅及び更新住宅の管理に関する事務）（以下「法定事務等」という。）について、法第9条第1項又は同条第2項の規定により、マイナンバーを利用して京都市における特定個人情報（住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び生活保護関係情報に限る。以下同じ。）を取得することができる。

2 市長は、法定事務等において、法19条第7項又は同条第8項の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して、都道府県知事又は市町村長（京都市長を除く。以下「他の行政庁」という。）に対して特定個人情報の提供を求めることができる。

3 市長は、法定事務等において、当該事務に係る申請をしようとする者（以下「申請者」という。）からマイナンバーの提供を受けた場合は、そのマイナンバーを利用して第1項又は前項の規定に基づき特定個人情報を取得し、次に掲げる書類の提出の省略を認めることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申請者が世帯主又は世帯員であるもの）
- (2) 課税証明書
- (3) 身体障害者手帳の写し
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の写し
- (5) 保護受給証明書
- (6) 生活保護決定通知書

4 前項の規定により書類の提出の省略を認めようとする場合にあっては、市長は、別表の左欄に掲げる書類により申請者のマイナンバーを確認し、かつ、左欄に掲げる書類に応じ右欄に掲げる書類によりその申請者の身元確認をしなければならない。

5 申請者が、マイナンバーを提供しようとする者（以下「本人」という。）の代理人であ

る場合は、次に掲げる要件を満たした場合において、第3項の規定を準用し、同項各号に掲げる書類の提出の省略を認めることができる。この場合において、同項第1号中「申請者」とあるのは「本人」と読み替えるものとする。

- (1) 申請者（代理人）が本人の法定代理人であるか、又は申請者（代理人）と本人が同一の世帯に属すること。
- (2) 別表の左欄に掲げる書類により、本人のマイナンバーを確認できること。
- (3) 別表の右欄に掲げる書類により、申請者（代理人）の身元確認をできること。第4項の規定は、この身元確認について準用する。
- (4) 申請者（代理人）が市長に対して、次の表の左欄に掲げる申請者の代理区分に応じ、右欄に掲げる書類を提出し、かつ、当該書類により本人を代理する権限（以下「代理権」という。）の存否を確認できること。

代理区分	書 類
法定代理人	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は登記事項証明書等の代理権を証する書類
任意代理人	本人からの委任状（市長に対してマイナンバーを提供すること及びそのマイナンバーを用いて特定個人情報の利用又は取得を求めることを委任する旨が記載されたもので、かつ、本人の署名又は記名押印があるものに限る。書式例参照。）

6 市長は、第1項又は第2項の規定により、法定事務等のうち次の各号のいずれかの事務（以下「入居承認等」という。）について、本市の地方税関係情報（所管：行財政局税務部税制課）を利用し又は他の行政庁から地方税関係情報を取得しようとする場合は、マイナンバーを提供しようとする申請者及び本人（以下「申請者等」という。）に対して「個人番号（マイナンバー）を利用した地方税関係情報の利用又は取得についての同意書（京都市用）（第1号様式）」の提出を求めるものとする。ただし、公営住宅法第47条の規定に基づき、京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）が入居承認等を代行している場合は、公社理事長が、申請者等に対して「個人番号（マイナンバー）を利用した地方税関係情報の利用又は取得についての同意書（公社用）（第2号様式）」の提出を求めるものとする。

- (1) 京都市市営住宅条例第3条に規定する入居の承認に関する事務
- (2) 京都市市営住宅条例第23条に規定する同居の承認に関する事務
- (3) 京都市市営住宅条例第24条に規定する入居の承継の承認に関する事務

（補則）

第4条 この要綱の運用に関し、必要な事項は住宅室長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(別表)

マイナンバー確認に係る書類	身元確認に係る書類
個人番号カード	同 左
次の(1)～(3)のいずれかに掲げる書類 (1) 通知カード (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーが記載されているものに限る。) (3) (1)及び(2)の書類のいずれも提示が困難であると認められる場合は、官公署から発行・発給された書類その他これらに類する書類(マイナンバー、氏名、生年月日及び住所が記載されているものに限る。)	次の(1)～(3)のいずれかに掲げる書類 (1) 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 (2) 官公署から発行・発給された書類その他これらに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されるなどにより、本人との照合が可能であると市長が認めるもの (3) (1)及び(2)の書類のいずれも提示が困難であると認められる場合は、次のア～オに掲げる書類のうち、２つ以上の書類 ア 公的医療保険の被保険者証 イ 年金手帳 ウ 児童扶養手当証書 エ 特別児童扶養手当証書 オ その他ア～エに類する書類であって市長が適当と認めるもの(氏名及び生年月日又は住所が記載されているものに限る。)

